

【 契約上のご注意 】

(1) 当事務所のサポート上の注意点。離婚・修復などのサポートにあたっては、代理契約ではありません。サポート上の契約であり、また信頼関係に基づきご依頼をお受けするものとなります。

契約内容は、初回相談時の内容に依存するものであり、その内容からサポート内容が変わった場合には、当事務所でのサポートは終了するか。また契約をし直すものとなります。なお、当事務所のサポートは結果を約束するものではなく、サポートであり、行政書士業務を超えているご相談に関しては、弁護士、司法書士、社労士、税理士など、その相談に応じられる士業対象をお伝えいたします。※ (3) も参照ください。

(2) ただし、必ずしも契約をし直せるものではなく、行政書士またはカウンセラーとして行える業務に限るものであり、紛争化・弁護士法に反する内容についてお受けできるものではありません。これは(1)も同様となります。

(3) なお、定額パックにおいては、行政書士として作成できる範囲での内容であること、また(1)のご依頼時のサポート内容にてお受けできるものであり、行政書士として作成できるものであっても、サポート時の内容から外れるものについての作成はできません。主として作成する書類は、離婚協議書・公正証書案、同居にあたっての互いの誓約事項、婚姻費用に関する書類であり、いずれにせよ、前述の書面であっても、紛争化・弁護士法に反する内容について作成することはできません。

(4) 仮に(3)にして、サポートの範囲外の書類作成、相談業務を強要されたような場合には、サポート契約は終了となります。弁護士法に反するもの、紛争化中に関わる書類作成、相談業務を強要するようなことは、カスタマーハラスメントにも当たりうるものでありますので、ご注意なさってください。

(5) 前記に該当する場合で、契約終了となる場合には、当事務所からの返金できないものとなります。ただし、当職の病気、死亡など、当職自身が業務に支障をきたしサポートが困難なで契約を終了させる場合には、行った業務の範囲内を除いた部分については返金をいたします。なお、当職の病気についての契約終了の場合で、その根拠となる診断書などを求める場合には、それに応じるものとします。なお、その返金の基準については、当事務所のHPにある各個別の業務費用を基とします。ただ、その返金の基準がHPにある各個別の業務費用からは算出が難しい場合には、全額の返金をいたします。

(6) 当事務所のサービスは、繰り返しになりますが、初回相談時、当事務所が対応できるものであること、ご相談いただいた内容故にお受けするものであると同時に信頼関係に基づくものです。※(1)参照。

故に、信頼を裏切る行為（遂行人の言葉を相手方へ虚偽で塗替え伝達する・当職への暴言・相談当初に話すべきご相談者にとっての非・不法性のあることを告げられなかった場合やそれを求めても応じない場合・行政書士業務を超えた相談・書面作成などを強要的に応じるように主張する等）のある場合は、契約は終了となります。

（7）上記に該当しない事由に関しては、民法、商法、会社法などの規定に準ずるものとなります。

以上

行政書士松浦総合法務オフィス 松浦智昌